

泉ゆめが丘地区土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧について

泉ゆめが丘地区土地区画整理事業について、土地区画整理法第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、事業計画の変更の縦覧を行います。

なお、同法第20条第2項の規定に基づき、利害関係者の方は、事業計画の内容に関する意見書を提出することができます。

【縦覧について】

1. 縦覧内容

泉ゆめが丘地区土地区画整理事業の事業計画

2. 縦覧期間

令和6年1月6日（土）から令和6年1月19日（金）まで

※期間中は、土日祝日も縦覧が可能です。

3. 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

4. 縦覧場所

【平日】都市整備局市街地整備推進課

（中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階 南側（緑））

【土日祝日】市民協働推進センター（協働ラボ）

（中区本町6丁目50番地の10 市庁舎1階）

・縦覧を希望する方は直接、横浜市庁舎（みなとみらい線「馬車道駅」1C出入口直結、JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩3分、最寄りのバス停「横浜市役所前」）へお越しくください。

・平日は、「3階市役所受付」まで上がっていただき、受付カウンターで「29階市街地整備推進課」とお申し出ください。

・土日祝日は、休庁日になりますので、「1階 市民協働推進センター（協働ラボ）」まで、直接お越しください。

・土日祝日の1階市民協働推進センター（協働ラボ）開館時間外（午前8時45分から午前9時まで、午後5時から午後5時15分まで）は、協働ラボの入口前に担当者がおりますので、お声掛けください。

・縦覧対応中、担当者が不在の場合がありますので、その際は、しばらくお待ちいただくか、以下の連絡先にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【連絡先】都市整備局市街地整備推進課 電話：045-671-3519

【意見書の提出について】

1. 受付期間

令和6年1月6日（土）から令和6年2月2日（金）まで

2. 提出方法

意見書に必要事項（住所・氏名・連絡先・事業計画に対する意見）を記入のうえ、受付期間内に都市整備局市街地整備推進課へ持参又は郵送してください。

持参の場合：土日祝日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

（1月6日から1月19日の縦覧期間中は土日祝日も、「1階 市民協働推進センター（協働ラボ）」で受け付けます。）

郵送の場合：令和6年2月2日（金）消印有効

3. 意見書の様式

別添参照

4. 提出先

〒231-0005

中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階 南側（緑）

都市整備局市街地整備推進課

(宛先)

横 浜 市 長

令和 年 月 日

住所

氏名

電話

泉ゆめが丘地区
土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書

事業計画に対する意見（土地区画整理法第20条第2項）

意見の区分	意 見
賛 成	
反 対	
その他	

(注) 賛成・反対・その他いずれかを○で囲み、意見を記入してください。